

山城地域の農家民宿



農作業などの体験を提供する

農家民宿をやってみよう!

[農家民宿は農林漁業体験民宿の略称です]

Q えっ!? * * *
農家でなくても
農家民宿できるの?

A できますよ! 知り合いの農
家さんの農地で農作業体験
をしたり、餅つき、案山子づ
くりなどの体験をしてもら
うことができればOKですよ。

Q 部屋数が
少ないんだけど~

A 農家民宿は小規模な宿泊施
設で、お客様が泊ま
る部屋の面積合計
が33m²(たたみ約
20畳)未満でな
いとダメなんで
す。(でも、客
さん一人当たり
は、3.3m²以上を
確保する必要が
あります)

Q 食事なんて
準備できないわあ~

A 素泊まりでOKできますよ!
また、近くの仕出し屋さんか
ら出前を取ることでもOKで
すし、お客様と一緒に作る
のもOKです。

Q 自宅に泊めるのは
嫌だけど、空き家は
あるんだけどなあ~

A 自分の名義か賃借で住居か
ら近くであれば、大丈夫です。

Q “民泊”
とは違うの?

A 民泊は年間180日以内し
か営業できないですよ。
ただし、体験はいらないし、
部屋数の制限もありません。
詳しくは保健所に問
い合させてくださいね。



山城地域の農家民宿



まずはお気軽に相談してください!

相談先は裏面にあります



農家民宿のイメージを作ろう!

●開業の目的を明確にしよう!

- ◆人と交流したい ◆料理を振る舞いたい
- ◆地域の活性化に役立てたい
- ◆副収入を得たい ◆空き部屋を有効活用したい

●家族の合意・役割分担はできていますか?

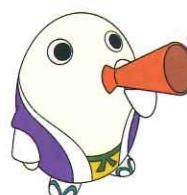
- ◆お父さん → 体験メニュー、送迎
- ◆お母さん → 食事の用意、共同調理
- ◆共 同 → 宿泊者と交流、掃除 など

●宿泊者の客室、利用する部屋を決めよう!

- ◆客室 母屋? 離れ?
- ◆風呂 ◆洗面所
- ◆トイレ ◆リビング
- 専用? 共用? など

●経営スタイルを考えよう!

- ◆通年型 → 1年を通して営業
- ◆季節型 → 春・夏・冬休み、農閑期等の特定の時期のみ営業
- ◆週末型 → 土・日・祝日のみ営業
- ◆目的型 → 教育体験旅行のみ受け入れ



開業までの事務の流れ

●旅館業法の「簡易宿所営業」の営業許可申請の前に関係法令に適合しているか確認する必要があります。➡振興局がお手伝いします

- ◆消防法 → 消防署
- ◆水質汚濁防止法 → 保健所
- ◆食品衛生法

- ◆建築基準法 ◆都市計画法
- ◆京都府福祉のまちづくり条例 → 土木事務所
- ◆余暇法 → 振興局 地域づくり推進室

●旅館業法 営業許可

- ◆まずは振興局にお越しください!
 - ➡制度の概要や全般的な内容をご説明します。
 - ➡相談に必要な資料を準備してください!
 - ➡図面、写真、その他
- ◆振興局が関係機関と事前に相談します!
 - ➡保健所、土木事務所、消防本部、市町村 など
 - ➡お宅を訪問し、合同で事前に現地調査を実施します
- ◆農林漁業体験民宿確認書の申請→交付!
 - ➡振興局に申請書を提出 確認後 確認書を交付
- ◆旅館業法の営業許可など必要な申請手続きを!
 - ➡確認書を持って保健所、土木事務所、消防本部に申請手続きを行ってください。

●食品衛生法 営業許可

- ◆まずは振興局にお越しください!
 - 農家民宿開業までの事務流れと併せて、概要をご説明します。
 - ➡緩和措置における条件
 - 食品衛生責任者養成講習会の受講
 - 食品衛生等に関する講習会（振興局開催）の受講
 - 食品衛生責任者実務講習会の受講
 - ➡飲食物提供の確認書の申請→交付!
 - ➡振興局に申請書を提出 確認後 確認書を交付
 - ➡食品衛生法の営業許可申請の手続きを!
 - ➡確認書を持って保健所に申請手続きを行ってください。



事前相談に用意するもの

●図面

- ◆平面図または各部屋の見取り図

押入	自室6畳 3.4m×3.4m	自室6畳 3.4m×3.4m	調理場 3.4m×3.4m	調理場 2.0m×3.4m
床間	客室6畳 3.4m×3.4m	居間6畳 3.4m×3.4m	玄関 3.4m×3.9m	洗面所 2.0m×0.5m
押入			出入口	風呂 2.0m×1.7m
	廊下7.3m×0.5m			便所 2.0m×1.7m

■農家民宿専用部分 ■住宅専用部分 ■住宅と農家民宿共用部分

●写真

- ◆建物周辺、建物（4方向）
- 各部屋（客室、バス、トイレ など）



●農林漁業者であることがわかる資料

- ◆耕作証明または農家証明など
(農業者以外の人は不用です)



規制緩和の概要・参考

●旅館業法

客室延床面積33m²未満であっても営業許可を得ることができます。

●消防法

住宅の用に供される家屋が農家民宿として開業する場合、適切な防火管理が行われていると地元消防長または消防署長が認める場合は「誘導灯」、「誘導標識」を省略できます。

●建築基準法

住宅の一部を利用するもののうち客室床面積33m²未満で各客室から直接外部に容易に避難できるなど避難上支障がないと認められるものについては旅館に該当しません。

●旅行業法

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスを販売・広告することは旅行業に該当しません。

●道路運送法

農家民宿が自ら提供する宿泊サービスの一環として行う最寄り駅等までの送迎で、客観的に送迎料金を徴収していない場合は道路運送法上問題ありません。

●京都府独自の規制緩和

- ◆都市計画法

第43条第1項 建築等の制限における増改築の取扱い

市街化調整区域であっても農業者が居住家屋を活用して行う客室面積33m²未満の小規模な農家民宿の増改築を行う場合の建築許可不要。

◆食品衛生法

〈対象集落〉

- 共に育む「命の里」事業に取り組む集落
(山城地域は和束町内の数集落のみ該当)

〈食品衛生法上の緩和条件〉

- 宿泊施設の客室延床面積は33m²未満で、定員は10人以下
- 食事の提供は宿泊者に限り、1回当たり10食以下。
- 毎年1回振興局が開催する食品衛生等に関する講習会を受講する。
- 定められた宿泊台帳、活動状況等を整備し、振興局に毎年1回報告する。
- 専用の調理は不要 → 家庭用の調理場と兼用で可
- 専用の手洗い設備は不要
 - ➡使用に便利な位置にある流水受槽式の手指の洗浄設備（洗面所）で代用可
 - ➡洗浄設備に手指消毒用資材を設置することで洗浄設備と手洗い設備の共用を可
- 衛生環境に問題がない場合、調理場の床と内壁の耐水性素材による整備は不要
 - ➡床の材質は、表面平滑な板張り以上であれば可

●「農林漁業体験民宿業」とは

施設を設けて人を宿泊させ、「農山漁村滞在型余暇活動」に必要な役務（体験）を提供する営業のことです。

●「農山漁村滞在型余暇活動」とは

主として都市の住民が余暇を利用して、農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動等をいいます。